

社協だより

2024(令和6)年9月

第88号

中高生が「子どもの居場所」を体験

～いもっ子 SUMMER SCHOOL 2024～



8月6日(火)、嘉手納町社協と読谷村社協の共催事業『いもっ子 SUMMER SCHOOL 2024』を開催しました。この事業は、中高生を対象とした、福祉・ボランティアについて学ぶ場を提供するものとなっています。

今回は、読谷村を拠点に活動している一般社団法人レアーズさんの協力のもと、「子どもの居場所」を体験し、参加した生徒たち自身が「行きたい場所」「つくりたい場所」について学びました。

発行 社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会
〒904-0204 嘉手納町字水釜447番地1(嘉手納町総合福祉センター内)

TEL (098)956-1177 FAX (098)957-2530

E-mail shakyo@kadena-shakyo.com HPアドレス <https://www.kadena-shakyo.com/>

旧盆前に 中高生が清掃活動

～一人暮らし高齢者宅清掃活動～

8月14日(水)、嘉手納中学校・嘉手納高校の生徒の協力により、一人暮らし高齢者宅清掃活動を実施しました。この事業は、活動を通して学生と高齢者の交流を図ることを目的としています。

今回は初めて参加する生徒が多く、清掃後には、「掃除ができて達成感があった」、「あばあちゃん笑顔が見られてよかった」、「またボランティア活動に参加したい」などの感想を聞くことができました。



令和6年能登半島地震における

珠洲市災害ボランティアセンター 運営支援派遣

本会より
職員1名派遣

沖縄県社会福祉協議会からの支援要請により、令和6年8月18日(日)～24日(土)の期間、石川県珠洲市災害ボランティアセンター(以下、災害VC)の運営支援として派遣されました。

災害VCでは、現地調査班として活動し、被災者宅を訪問して被災状況の確認やボランティア派遣前の現場確認、1軒1軒戸別訪問しての災害VC周知活動(ローラー訪問)などの業務を行いました。

地震発生から8か月経った状況でも、珠洲市内には手つかずの瓦礫や倒壊家屋が多く、水道が復旧していない地域もあるなど、復興にはまだまだ時間が必要という印象を受けました。

沖縄県内で大きな災害が発生した場合、嘉手納町においては災害VCをどこに設置するのか、どのように運営していくのか等について、考えさせられた派遣となりました。

(総務係 座間味)



令和6年度

能登半島地震災害義援金を受け付けています

石川県能登半島を震源とする地震により、北陸地方を中心に甚大な被害が発生しました。この災害で被災された方々を支援するため、嘉手納町共同募金会(嘉手納町社会福祉協議会内)では義援金の受付をしています。皆様からお寄せいただいた義援金は、沖縄県共同募金会を通して中央共同募金会へ送金され、被災県の被災者へ配分されます。

義援金名称 令和6年能登半島地震災害義援金

受付期間 令和6年12月20日(金)まで
※受付期間は延長となる場合もあります。

赤い羽根共同募金 ご協力をお願いします



今年も10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されます。皆様からお寄せいただいた募金は、沖縄県内の民間社会福祉施設等をはじめ、嘉手納町社会福祉協議会へも配分され、嘉手納町の地域福祉に役立てられます。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年
運動期間 10月1日～3月31日

令和6年度
目標額 3,554,000円

赤い羽根データベース
「はねっと」
<https://hanett.akaihane.or.jp/>

赤い羽根共同募金の使いみちが、地域別で見ることができます。



町内での募金方法

- ・戸別募金(世帯)
- ・法人募金(法人・企業)
- ・個人募金(個人・商店)
- ・職域募金
- ・その他募金(募金箱・イベント等)

集まった募金で、嘉手納町内をはじめとする県内の団体など地域福祉活動を応援します！

沖縄県内にて配分(広域配分)

- 県内の福祉施設に配分
- 県内の福祉団体に配分
- 災害準備金 等

嘉手納町内にて配分(地域配分)

- 福祉教育推進事業
- 福祉団体活動支援事業
- 福祉広報・啓発事業
- 高齢者・障害福祉事業 等
- ボランティア活動事業

共同募金には税制上の優遇措置があります

- 法人の寄付金は全額が損金となります。
- 個人の寄付金は、所得控除または税額控除が受けられます。

歳末たすけあい募金

運動期間 12月1日～12月31日

上記の期間で、歳末たすけあい運動が実施されます。歳末たすけあい募金へのご協力をお願いします。



赤い羽根「寄付付き商品」のご紹介

町内事業所のご協力のもと、今年度より赤い羽根「寄付付き商品」の取り組みをスタートします。下記の店舗で寄付付き商品をご購入していただくと、売上の一部が嘉手納町共同募金委員会に寄付され、嘉手納町内の地域福祉活動費として活用されます。

対象店舗は以下の通りとなっています。

① 珈琲喫茶カメシマ様 (嘉手納 494-9)

寄付付き商品

- オリジナルブレンドコーヒー
- オリジナルドリップバッグ

寄付額 20円/1点

実施期間 10月1日～12月31日



② LUKE TACOS (ルークタコス) 様 (嘉手納 445-12)

寄付付き商品

- オキナワプレート
(タコライスにタコスとドリンクがついたセットメニュー)

寄付額 10円/1点

実施期間 10月1日～12月29日



フードドライブのお知らせ

～ご家庭で余っている食品はありませんか～

嘉手納町社協では、生活に困っている方へ食料品等を支援する事業を実施しています。そのために、フードドライブの取り組みも行っています。ご家庭で余っている食品がありましたら、本会へご提供いただくと助かります。



フードドライブとは?



個人や企業などから食品をご提供いただき、必要とする人や団体等へお渡しする活動のことです。「食」を通しての支えあいに、ぜひご協力ください。

寄付していただきたい食品

- 保存食品（缶詰、瓶詰等）
- インスタント食品、レトルト食品
- 穀類（お米、麺類等）
- ギフトパック（お歳暮、お中元）



注意していただきたい点

- ① 常温で保存できるもの
- ② 未開封のもの
- ③ 賞味期限が1か月以上あるもの
- ④ 破損等で中身が出ていないもの

心配ごと相談所（無料弁護士相談）事業

相続や離婚問題など法律に関わる諸問題について、弁護士による法律相談（専門相談）を実施しています。電話にて予約をいただき、相談内容を確認のうえ受け付けとなりますので、今後ともよろしくお願いたします。



相談日時 毎月第2・第4金曜日 午後2時より午後4時15分

相談時間 1回45分（相談時間：1回45分）

①14時～14時45分 ②14時45分～15時30分 ③15時30分～16時15分

嘉手納町社協へのご寄付 ありがとうございます

【R6.6.11～R6.9.10】

香典返しの寄付

- 令和6年6月19日
嘉手納町字嘉手納
仲宗根 新 様 100,000円
（故父）仲宗根朝信様の香典返しとして

※広報掲載にご了承いただいた方のみを掲載しています。

一般寄付

- 令和6年6月28日
嘉手納町字嘉手納
株式会社 德里産業 様 500,000円
- 令和6年7月11日
嘉手納町字水釜
株式会社 大興建設 様 1,000,000円
- 令和6年8月26日
嘉手納町字嘉手納
一般社団法人 嘉手納町軍用地等地主会 様 300,000円
- 令和6年8月28日
嘉手納町字嘉手納
有限会社 德里ハウジング 様 1,000,000円



『社協だより』は、皆さまから寄せられた共同募金の配分金を活用して発行しています。